

堺市農業委員会委員候補者の選定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による農業委員会委員（以下「農業委員」という。）の任命に係る候補者（以下単に「候補者」という。）の選定手続等について、法、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。第4条において「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(推薦の求め等の期間)

第2条 法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集（次条において「推薦の求め等」という。）の期間は、その開始の日から起算して28日間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを延長することができる。

(推薦の求め等の周知)

第3条 市長は、推薦の求め等を行うときは、募集時期、応募方法等の推薦又は応募に必要な事項について、本市の広報紙及びウェブサイトに掲載すること等により、その周知を図るものとする。

(推薦手続等)

第4条 法第9条第1項の推薦をしようとし、又は同項の募集に応募しようとする者は、省令第5条第1項の書類として、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書面を市長に提出しなければならない。

(1) 個人が推薦する場合 堺市農業委員会委員推薦申込書（個人推薦用）（様式第1号）

(2) 法人又は団体が推薦する場合 堺市農業委員会委員推薦申込書（法人又は団体推薦用）（様式第2号）

(3) 応募する場合 堺市農業委員会委員応募申込書（様式第3号）

(公表)

第5条 法第9条第2項の規定による公表は、本市ウェブサイトに掲載することにより行う。

(候補者の選定)

第6条 市長は、次条に規定する堺市農業委員会委員候補者選定庁内委員会の審議及び審査の結果を踏まえ、候補者の選定を行う。

(堺市農業委員会委員候補者選定庁内委員会)

第7条 法第9条第1項の推薦を受けた者及び同項の募集に応募した者（次条においてこれらを「被推薦者等」という。）のうちから、候補者として適する者を選定するため、堺市農業委員会委員候補者選定庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 候補者の選定に係る審査基準の審議に関すること。

(2) 候補者の選定に係る被推薦者等についての審議及び審査に関すること。

(組織)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（第11条においてこれらを「委員等」という。）で組織する。

2 委員長は、農政部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、農地課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、都市計画課長及び農水産課長の職にある者をもって充てる。

（委員長の職務等）

第10条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第11条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員等（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員等は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

（関係者の出席）

第12条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第13条 委員会の庶務は、農地課において行う。

（農業委員の補充）

第14条 市長は、罷免、失職、辞任等により農業委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続により、速やかにその補充に努めるものとする。

2 市長は、農業委員の欠員が定数の5分の2を超えた場合は、この要綱に定める手続により、農業委員を補充するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、候補者の選定手続等について必要な事項は、農政部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。